



第54回 改正旅行業法

について

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

5月26日に「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」が国会で可決され、改正旅行業法が来年から施行される予定です。今回は改正のあったポイントについて確認していきましょう。

改正の経緯と主旨

近年急増する訪日旅行需要に対応して我が国の観光振興を進めるためには何をなすべきなのか？政府は「観光先進国」を目指すためのさまざまな取組みをまとめた「明日の日本を考える観光ビジョン」を昨年3月に公表しました。この中で旅行に関連した各種の規制・制度を見直すことが明記されこの度の改正につながりましたが、今回の改正には二つの柱があります。一つ目は、ランドオペレーターに旅行の手配を丸投げして安全性が低下する事案やキックバックを前提とした土産品屋への連れ回しなどの実態を是正し「旅行の安全・取引の公正確保」を図ることであり、二つ目が各地での旅行需要を喚起するための「地域における旅行者の受入環境の整備」です。具体的には前者が「旅行サービス手配業」の登録制度の創設による規制強化、後者が「地域限定旅行業務取扱管理者」資格の創設などによる規制緩和といえます。

旅行サービス手配業務（いわゆるランドオペレーター業務）の登録

「旅行の安全や取引の公正の確保」を図るため従来、旅行業法の規制を受けなかったランドオペレーターを改正法では「旅行サービス手配業者」と定義し、今後は、観光庁長官の登録を受けることが必要となります（第23条）。また、「旅行サービス手配業」を「報酬を得て、旅行業を営む者（外国の法令に準拠して外国において旅行業を営む者を含む。）のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為」と定義しました（第2条第6項）。取引行為として代理、媒介、取次ぎが列記されていますが、これには複数のサービスを組合わせて独自の包括料金を設定したいわゆるユニット商品を旅行者へ卸す行為も含まれます。

なお、旅行者は旅行サービス手配業の登録を受けなくてもこの業務を営むことができますが（第34条）、この業務を他の業者に委託するときは、当然のことながら、旅行サービス手配業者か旅行者に委託しなければなりません（第33条）。また、旅行サービス手配業務に関する取引について、書面の交付が義務付けられました（第30条）。

旅行サービス手配業務取扱管理者の選任

旅行サービス手配業者は、営業所毎に一人以上の「旅行サービス手配業務取扱管理者」を選任する義務があります（第28条第1項）。この管理者は登録研修機関が実施する「旅行サービス手配業務管理者研修」の課

程を修了した者から選任する必要があります。また、総合旅行業務取扱管理者試験または国内旅行業務取扱管理者試験合格者についてはその知識や能力を認められておりこれらの試験の合格者から選任することも可能です（第28条第5項）。

「地域限定旅行業務取扱管理者」の創設など

今回の改正の2つ目の柱である「地域における旅行者の受入環境整備」に関して旅行業法では二つの規制緩和が図られます。

一つは「地域限定旅行業務取扱管理者」の創設です。この資格は地域に限定した知識のみで取得することが可能ですので、その地域の旅行商品のみを取扱う営業所にとっては従来よりも管理者を選任しやすくなります（第11条の3第2項）。

もう一つは複数の営業所が近接している場合、一名の旅行業務取扱管理者が各所の管理者を兼務することができるとしたことです。なお、詳細は今後の省令改正で定められることとなります（第11条の2第5項）。

尚、「地域における旅行者の受入環境整備」については通訳案内士法の改正においても対応が図られています。具体的には「通訳案内士」の業務独占規制の廃止と「地域通訳案内士」の創設ですが、この改正により幅広い主体による通訳ガイドが可能となり通訳ガイド不足の解消が進むことが期待されます。

今後、省令や通達等の改正などが行われます。JATAも折にふれて様々な情報をお伝えし、委員会活動等を通じて改正法の施行に向けた取り組みを進めてゆきます。

(内山)